

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和8年10月9日

全国健康保険協会山口支部

支部長 中谷 慎也

1. 調達内容

(1) 調達案件

事務用椅子・キャビネットの購入、会議用テーブルのキャスター交換および旧製品の回収

(2) 調達案件の仕様

別紙仕様書に記載

(3) 納品期限

別紙仕様書に記載

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 見積競争方法

総価にて見積競争に付する。

すべての経費を見込んだ見積書(旧製品の回収費用等も含む)を提出期限内に提出し、全国健康保険協会が定める予定価格の範囲内で、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を見積書に記載すること。

なお、契約相手となるべき最低価格の見積を提出した者が2者以上あるときは、くじ引き又は再度公告により契約の相手方を決定する。くじ引きを行う場合は、見積書提出期限の翌営業日に窓口にてくじ引きを行い、業者を決定する。窓口への来所が困難な場合は、代理人をたてるか、入札事務に関係のない協会職員がくじ引きを行う。

2. 競争参加条件

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「物品の販売」のいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 仕様書の配付場所・見積書の提出場所等

- (1) 仕様書の配付場所・見積書等の提出場所および問い合わせ先

〒754-8522 山口県山口市小郡柳井田 1 丁目 1 番地57山本ビル第3

全国健康保険協会山口支部 企画総務グループ

電話 083-974-0530 担当:藤本

- (2) 見積書等の提出期限、提出方法

提出期限 令和 8 年 10 月 27 日(火) 正午まで

提出方法

- ① 見積書には事業所名・代表者名を記載、代表者印を押印し、直接に提出する場合には封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名及び「令和 8 年 10 月9日公示[事務用椅子・キャビネットの購入、会議用テーブルのキャスター交換および旧製品の回収]見積書在中」と記載しなければならない。
- ② 郵便により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒の封皮に「令和 8 年 10 月9日公示[事務用椅子・キャビネットの購入、会議用テーブルのキャスター交換および旧製品の回収]見積書在位中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し表封筒に入れ、上記3(1)宛に見積書の提出期限までに送付しなければならない。

- (3) その他提出書類(見積書に併せて提出)

- ① 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)等級決定通知書(写)

（「物品の販売」のいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有するものであること。）

- ②資格審査申請書
- ③暴力団等排除の誓約書

4. その他

- (1)当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (2)見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会山口支部宛てに提出すること。記載誤り及び記載漏れ押印漏れ又は判読不能なものは無効とする。なお、見積書に内訳を記載すること。
- (3)見積金額は、本調達に係る全ての費用を見込むこと。
- (4)見積書提出後の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (5)当該案件を履行できると全国健康保険協会山口支部長が判断した者であって最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約対象者とする。
- (6)見積結果については、別途すみやかに連絡するものとする。
- (7)消費税等については、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。
- (8)請書の作成の要否 要
- (9)契約手続きにおいて使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- (10)契約保証金 免除

以上

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2)破産者で復権を得ない者
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者その他これに準ずる者（※）として別に定める者

※その他これに準ずる者として別に定める者

○暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）

○次に該当する者（将来にわたっても該当しないこと）

- ・暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ・暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ・自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ・暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ・役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること

○自ら又は第三者を利用して次に該当する行為を行う者

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ・その他準ずる行為

（競争に参加させないことができる者）

第31条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても

競争に参加させないことができる。

- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。